

名称等	沼津市における特別定額給付金の早期特別申請及びマイナンバーカードを利用したオンライン申請等の受付開始について
担当	危機管理課 特別定額給付金室 直通 055-934-4892

1 内容

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として実施される特別定額給付金は、基準日である令和2年4月27日において、沼津市の住民基本台帳に記録されている方を給付対象者として、1人につき10万円を給付するものです。

本市では、この給付を迅速かつ的確に行うため、令和2年5月1日に特別定額給付金室を開設し、対応しています。

このような中、令和2年5月8日（金）から、特に急を要する方などに対する早期特別申請及びマイナンバーカードを利用したオンライン申請の受け付けを開始します。

また、全世帯に送付する申請書による郵送申請については、令和2年5月18日（月）から各世帯へ申請書を送付し、同20日（水）から申請の受け付けを開始する予定です。

（1）早期特別申請（早期特別申請の受け付けは郵送のみ）

所得の激減など、給付金の受給について特に急を要する方などに対し、通常の郵送による申請とは別に、早期特別申請の受け付けを行います。

申請方法は、市のホームページから申請書の様式をダウンロードし、口座番号などを記入の上、必要書類を添付して郵送する。ただし、郵送に要する費用は申請者の負担。

申請受付開始日 令和2年5月8日（金）

申請受付期間 令和2年5月8日（金）から令和2年5月18日（月）まで

（2）マイナンバーカードを利用したオンライン申請

マイナンバーカードを活用して、国のマイナポータルを通じてオンラインで申請する方法。

申請受付開始日 令和2年5月8日（金）午前8時30分から

（3）全世帯に送付する申請書による郵送申請

市から送られる申請書に、口座番号などを記入の上、必要書類を添付して郵送で申請する方法。

申請書送付開始日 令和2年5月18日（月）予定

申請受付開始日 令和2年5月20日（水）予定

2 その他

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請はオンライン、または郵送での受け付けとしますので、ご協力をお願いします。
- ・いずれの申請方法の場合も、給付金の口座への振り込みは、申請内容の審査が完了した方から順次行います。
- ・市ホームページにQ&A（よくある質問）を掲載しますので、参考にしてください。